4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）平成28年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、野洲栗東バイパス地質調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、野洲栗東バイパス地質調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、野洲栗東バイパス地質調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る参加表明書の提出時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「野洲栗東バイパス地質調査業務△△・××設計共同体」とする。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 28 年 12 月 16 日

国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第５号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量

次世代融合研究システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入目的　次世代融合研究システム（以下「本システム」という。）は本学流体科学研究所（以下「本研究所」という。）において、実験計測結果を取り込みながら行うリアルタイムの数値シミュレーションにより、先端融合領域における種々の流動現象を研究するために導入するものである。

⑸　導入予定時期　平成29年度10月以降

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　今回導入するシステムを構成するスーパーコンピュータは、以下に述べる共有メモリ型並列計算システム、分散メモリ型並列計算システム及びアプリケーション・リモートグラフィックスサーバーから構成されること。このうち、分散メモリ型並列計算システムの一部は次世代融合インタフェースサーバーとして機能すること。

②　共有メモリ型並列計算システムは、以下の要件を満たしていること。

(a)　共有メモリ型並列計算システム全体の主記憶容量は100ＴＢ以上であること。

(b)　容量10ＴＢ以上の主記憶を共有メモリとして利用可能であること。

(c)　(b)のメモリを共有する複数のＣＰＵコアによる理論演算性能が50ＴＦＬＯＰＳ（倍精度浮動小数点演算）以上であること。

(d)　共有メモリ型並列計算システム全体の理論演算性能は500ＴＦＬＯＰＳ（倍精度浮動小数点演算）以上であること。実効演算性能については、ベンチマークにより評価するものとする。

③　分散メモリ型並列計算システムは共有メモリノード（演算ノード）を高速インターコネクトにより相互接続したクラスタシステムとし、以下の要件を満たしていること。

(a)　分散メモリ型並列計算システム全体の主記憶容量は60ＴＢ以上であること。

(b)　共有メモリノード１台当たり容量96ＧＢ以上の主記憶を共有メモリとして利用可能であること。

(c)　500台以上の共有メモリノードにより構成されること。

(d)　分散メモリ型並列計算システム全体の理論演算性能は2000ＴＦＬＯＰＳ（倍精度浮動小数点演算）以上であること。実効演算性能については、ベンチマークにより評価するものとする。

(e)　インターコネクトとして全ての演算ノードはInfiniBand 4x EDR相当以上の性能・機能を有すると判断されるインターフェースを共有メモリノード１台当たり１ポート以上有し、相互接続されること。

(f)　分散メモリ型並列計算システムの一部は次世代融合インタフェースサーバーとして機能すること。

④　次世代融合インタフェースサーバーは、以下の要件を満たしていること。

(a)　次世代融合インタフェースサーバー全体の主記憶容量は１ＴＢ以上であること。

(b)　次世代融合インタフェースサーバー全体の理論演算性能は25ＴＦＬＯＰＳ（倍精度浮動小数点演算）以上であること。実効演算性能については、ベンチマークにより評価するものとする。

(c)　本研究所に既設の実験装置とデータを共有するため、40Gbps以上の通信速度を持つインターフェースを装備し、実験装置に併設された計測融合制御ＰＣと接続可能であること。

⑤　アプリケーション・リモートグラフィックスサーバーは、以下の要件を満たしていること。

(a)　アプリケーション・リモートグラフィックスサーバー全体の主記憶容量は24ＴＢ以上であること。

(b)　容量12ＴＢ以上の主記憶を共有メモリとして利用可能であること。

(c)　(b)のメモリを共有する複数のＣＰＵコアによる理論演算性能が25ＴＦＬＯＰＳ（倍精度浮動小数点演算）以上であること。

(d)　アプリケーション・リモートグラフィックスサーバー全体の理論演算性能が50ＴＦＬＯＰＳ以上であること。実効演算性能については、ベンチマークにより評価するものとする。

(e)　解析結果・実験結果を複数画面で３次元可視化するために、高速画像処理用グラフィックスサブシステムを装備すること。

(f)　解析結果・実験結果を遠隔の端末上で可視化するためのシステム又はソフトウェアを有すること。